

麻薬年間受渡届記入上の留意点

この届出は、麻薬及び向精神薬取締法第47条、48条及び49条に基づき、麻薬の受渡状況について麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者）又は麻薬研究者が行うものです。

記載にあたっては、次の点に留意してください。

1 届出事項

(1) 対象期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間とすること。

なお、この期間中に新設された麻薬業務所については、その時点から令和6年9月30日までの期間とすること。

(2) 届出期限

令和6年12月2日（月）

2 帳簿等の確認

必ず麻薬の現品、受払簿（廃棄（補助）簿を含む）、前年分の麻薬年間受渡届等を確認すること。

※ 受払簿（廃棄（補助）簿を含む）は、毎年、9月30日で締め、10月1日からは翌年分として新たに記載すること。

3 記入事項（別紙の「記入例」参照）

(1) 「免許番号」欄

届出義務者の麻薬取扱者免許番号を記入すること。

(2) 「麻薬業務の種類」欄

届出義務者の麻薬取扱者免許の種別（小売業者、管理者又は施用者、研究者）を記入すること。

(3) 「氏名」欄

届出義務者の氏名を記入すること。

なお、麻薬小売業者については、開設者（開設者が法人にあっては、法人名称及び代表者名）を記入すること。

(4) 「品名」欄

ア 市販品

局方医薬品は、局方名又は局方別名を、局方外医薬品は、一般名又は商品名を記入すること。
（例：オピオート注射液、MS コンチン錠 10mg）

イ 自家製剤

本質を示す適切な名称を用い、当該名称で成分たる麻薬の名称、剤形、含有量が分かるように記入すること。（例：1%モルヒネ塩酸塩水和物、コデインリン酸塩散 10%）

また、市販品と同じ名称（例：コデインリン酸塩散 10%）の自家製剤がある場合は、備考欄に「自家製剤」の旨を記入すること。

(5) 「期始在庫」欄（「期間中」に新設された麻薬業務所は、記入不要）

令和5年10月1日に所有していた麻薬の数量を記入すること。

※ 期始在庫は、前年分の麻薬年間受渡届の期末在庫と一致すること。

(6) 「譲受」欄（原末から予製した自家製剤については、記入不要）

期間中に購入又は譲受した麻薬の数量を記入すること。なお、麻薬診療施設については、購入・譲渡数量のほか、患者等から返納を受けた麻薬のうち“再利用するもの”として受払簿の残量に加えた数量も含めて記入すること。また、患者等から返納を受けた麻薬のうち廃棄等により受払簿の残量に加えなかったもの（再利用しなかったもの）の数量は（ ）書きで記入すること。

(7) 「譲渡」欄

期間中に施用、譲渡、廃棄、事故及び自家製剤に使用した麻薬の数量を記入すること。

(8) 「期末在庫」欄

令和6年9月30日に所有していた麻薬の在庫と受払簿（廃棄（補助）を含む）の残量を照合した上で記入すること。

(9) その他

期始在庫がなく、期間中、麻薬の取扱いがなかった場合は、斜線又は「取扱いなし」と記入の上、報告すること。